

二条院讃岐の実人生

——後半生を中心に——

伊佐迪子

〔抄録〕

二条院讃岐は正確な実人生がこれまで解明されておらず、従って正確な年表も作成されてはいない。先行研究で提示されている二条院讃岐の生涯は、実人生からは程遠いものである。先稿では二条院讃岐の実人生前半期を解明したので、本稿とこれ以後は二条院讃岐の後半生の実人生を解明する。

本妻として兼実家に入った三十三歳以後の人生は、詳細に解読した『玉葉』をもとに、当時の社会事情も考慮して実人生の解明を図り、二条院讃岐の正確な年表作成を意図している。

解明された二条院讃岐の実人生には、流産により兼実の子を失った傷心の讃岐像が見えており、また病弱な兼実の傍で介護に明け暮れる日々を過ごしている姿も見えている。その一方で当時の歌人達との繋がりなども見出され、二条院讃岐の知られざる人生が明らかになるだろう。

キーワード 二条院讃岐、年表、実人生、玉葉、後半生

はじめに

二条院讃岐の後半生は兼実家へ入った三十三歳から、先行研究で設定の七十七歳までを指すことになるが、ここでは五十九歳の後鳥羽歌壇復帰までと、それ以後の人生とに別けて考えてみたい。本稿では三十三歳から三十八歳までを解明し、以後凡そ五十年程を順次解明して行く予定

である。

現実には和歌界から程遠く兼実の本妻として常に兼実の傍にあった讃岐が、如何にして『千載和歌集』において四十七歳で女流歌人の地位を確立したのであるうか。幼い姫君の成長を見守り入内から宜秋門院への歳月を支え続けて来た讃岐である。讃岐を年齢順に追って行き『玉葉』の記述を基にして讃岐の人生を探れば、讃岐の実人生が見えて来るであ

ろう。(本稿では二条院讃岐を讃岐とのみ表記する)

二条院讃岐の実人生 三十三歳〜三十八歳まで

『玉葉』において兼実の時には嫡妻を「夫人」「母儀」、本妻には「余女房」「余女房讃岐」「讃岐」等の表記を用いているが、通常はどちらも「女房」である。従って「女房」の正確な判読が求められる。妾妻は「八条院女房」と、「女院女房」とが見えている。

本稿においては兼実の事情も考慮して讃岐の人生を探索し、資料(『玉葉』)の記述を掲げて内容を解説する。最後に検討結果を年齢順に纏めて讃岐の後半生初期の年表を作成する。(先稿で検討した二条院讃岐の前半生については、拙稿をご参照いただきたい)

(1)承安四年(一一七四) 讃岐三十三歳 兼実二十六歳

良通八歳 姫君二歳 良經六歳

一月十日 大臣一位之後、今夕拝賀着陣、

二月二日 小兒(女子)百日也、

二月六日 文士四五輩不_レ期而参来、聊有_二聯句事_一、

讃岐が兼実家へ入った初年である。兼実是一位に叙され、二月二日は姫君の百日儀である。六日には文士四〜五人で聯句が行われ、連歌に向かいつつある世相が推測できる。

二月廿五日 加_二少灸治_一、亥刻許、女院御所炎上、伋即渡_二給余直廬_一、

二月廿六日 今夜渡_二居頼輔直廬_一、女房同_レ之、

三月十四日 風病発動、終日悩乱、

二月廿五日亥刻、皇嘉門院の御所が炎上し女院は兼実の直廬へ渡居になった。嫡妻と姫君の住居は九条亭で別屋の南家を直廬と称している。兼実は翌日に頼輔の直廬で仮住まいをすることにして本妻の讃岐を伴い移居している。讃岐は兼実と同居することになった。

讃岐の居所は北家の万里小路第である。以前は兼実の居所で家女房達の居所でもあったが、現在では讃岐と家女房達の居所であり、時々兼実も宿泊していくが讃岐と同居ではなかった。三月十四日に大風邪を引いた兼実を讃岐が介護していたものと考えられる。

三月十九日 被_レ始_二行女院御方御懺法_一、

三月廿六日 女院御方御懺法結願也、

女院の御堂では三月十九日に御懺法が始まり廿六日に結願している。

女院女房であった讃岐は聴聞を望んだであろうが、兼実が風邪の為に讃岐も兼実も参入していたとは考えられない。

五月廿七日 寸白発動、不_レ知_二為術_一、

六月三日 大都脚病令_レ致也、従_レ服_二葦外者_一、難_レ得_二減歎_一、

六月廿日 自_二今日_一服_二始葦_一、

六月廿九日 葦至_二今日_一食_レ之、九合計也、

十一月四日 有_二脚氣更発之氣_一、

兼実の寸白とは不明ながら五月廿七日には寸白に襲われており、脚病の為せる業だと云う。葦の服用で軽減されると信じ葦を食し続けるが、十一月には再び脚氣が襲ってくる。兼実の介護は讃岐の役目となり、脚氣を患い輿に頼って日々を暮らす兼実である。

十二月廿一日 皇嘉門院新造御所御渡也、……先供_二五菓_一、

女房陪膳役送、

十二月廿七日 入_レ夜有_二御行始御幸_一、(渡_二御余第一也_一)

依_レ石余半部車進_レ之、

女院御所が兼実の沙汰により完成したのは十二月廿一日である。渡御儀では讃岐が陪膳を勤めており、先ず五菓を据える。次いで饗が行われる。女院御所の完成後も、讃岐は病に悩む兼実の介護を背負い込むことになった。

(2)安元元年(一一七五) 讃岐三十四歳 兼実二十七歳

良通九歳 姫君三歳 良經七歳

一月十七日 小童、并姫君参_二吉田祇園等_一、其密儀也、

二月六日 今朝所_レ平減、心地如_レ例、

二月廿六日 女院御懺法結願也、扱_二参入_一、

兼実家へ入って二年目の讃岐である。子供の神社参詣は母親又は女房が付き添い、男の共人を付けるのを常とする。一月十七日の参詣は恐らく母親の付添いだと考えられる。

南家では兼実の所労も二月六日頃から少しずつ回復し、讃岐の同伴は不明ながら兼実は御懺法結願に参入している。女院の御堂では修二月、御懺法、御八講などの法会が行われ、参入して聴聞することを兼実家には求められている。

三月七日 小童於_二女院御所_一、有_下加_二首服_一事_上、(名・良通)

四月七日 又良通任_二侍従_一、…余依_二脚氣_一、自_二今日_一始_二湯治_一、

四月十二日 自_二今朝_一、心神不悦、扱_二今日_一、彌_レ為_レ試止_レ湯了、

四月廿八日 雖_レ参_二女院御方_一、風痺発動、

五月七日 侍従有_二所_レ勞氣_一、疑_二班瘡_一歟、

兼実の長男良通が元服し侍従となったが良通も虚弱体質である。兼実は湯治を始めたが脚気には効き目がない。兼実は五月中頃まで讃岐に世話を掛けている。

五月廿七日 問_二神宮上卿之間、神事之子細_一於_二左大臣_一、

件人度々勤_二此役_一、

一、妊者事、当月以前、不_レ憚也、入_レ月之後停_二止_一之、

一、月水女事、出_二家中_一、

一、僧尼事、惣以_レ不_レ入_二家中_一、於_二難_レ避_一之人、

於_二他所_一竊相_二逢_一之、

六月四日 尼僧禁_二参入_一、月水女退_二宿廬_一、

(今度依_二式文_一候_二宿廬_一也)先_レ是、佛經奉_レ出_二家中_一、

六月七日 参_二女院御方_一、今夜借_二宿頼輔朝臣南直廬_一、

六月十日 入_レ夜向_二頼輔朝臣南家_一、為_レ用_二本所_一也、今夜即宿_レ之、

兼実は宮廷神事の責任者となり「穢」から身を守る必要があった。兼実は頼輔朝臣南直廬を借りて居所とし僧尼を参入させず、月水女は別屋に退け、佛經は家中から出して準備を整えた。そして讃岐と女房達の居所を北家に定めた。

六月十三日 今夜帰_レ家了、日來女房并懷妊、尚祇候、依_二神官申_一也、

而今日出_レ之、依_二于公廣申旨有_レ理也、

六月十五日 女房依_二月水事出来_一、渡_二他屋_一了、

明法博士中原基廣参来、条々相尋事等、

妊者忌事、問云、或文云、宮女懷妊者、散齋之前退出者、如_レ文、無_二指月_一、而近代、五月以後忌_レ之、或又至_二当月_一不_レ忌、入_レ月之後忌、或又七_{ヶ月}之後、忌_レ之如何、

・申曰、如_レ文者、不_レ指_レ月、只懷妊一定之後可_レ忌_レ之、或著帯以後忌_レ之、即是以_二懷妊無_レ疑也、

・覆問云、江記曰、五ヶ月以後可_レ忌_レ之云々、

一向可_レ隨_二此儀_一歟、又或文云、傷胎四月已上、

其穢卅日者、依_二此文_一、四月以後可_レ忌_レ之、

妻妾事、問云、假令、人妻有_二三人_一、(嫡妻、本妻、妾妻)其嫡妻、

本妻、曆_二年序_一無_二一子_一、妾妻今為_二嫁娶_一、有_レ子、

(以下省略)

六月十三日の「女房并」とは女房と同等を意味し、ここでは讃岐を指しており、十五日の月水の女房は嫡妻を指している。現在、兼実は北家、南家、九条亭、直廬と四居所を有している。

更に明法博士中原基廣を招き「忌」「穢」について説明を求めている。「忌」は懷妊後のいつ頃からか、また流産の傷胎に関する「穢」も尋ねている。「妻妾事」では嫡妻・本妻・妾妻の呼称が用いられており、兼実は自分の妻を三人妻、四人妻も想定しているらしい。

神官公廣の意見によりまだ北家に居住していた讃岐は、明法博士基廣の意見に依り別屋で過すことになった。別屋に移った讃岐の日々とその心を推し測ることは難しい。

七月十日 今日、巳刻、流産之穢、有_二相触之疑_一、家中当_レ丁、そして讃岐は流産をした。傷胎が四ヶ月以上か否かを尋ねているので、

懷妊から凡そ四ヶ月が経過していたと考えれば「穢」は三十日間、「穢明け」は八月十日頃になる。

閏九月六日 女院御懺法結願也、女房参入、

流産から三ヶ月、閏九月六日に女院で行われた御懺法結願に参入している讃岐である。

おもふことありけるころ、忍びてすむところの

庭草もうちらはらふこともなかりければ、露繁く

置たりけるをみて

おもふことしげみの庭の草の葉に涙の露はおきあまりけり

寿永元年(一一八二)七月に賀茂社へ奉納した自撰集『二条院讃岐集』に見える右記の歌は、このときの状況を物語っていると考えられる。詠歌手法は若い頃のもので、世間から隔離されており、心に強烈な痛手を被っていることなどから、讃岐の状況との合致点が見出される。

閏九月十五日 密々有_二和歌_一、最密儀也、

閏九月十七日 密々有_二和歌会_一、清輔、頼政等、其後有_二連歌_一、

閏九月廿六日 終日有_二連歌_一、最密々事也、

閏九月廿九日 密々有_二和歌_一、又有_二当座_一、其後有_二連歌折句_一、

隱題施頭、混本等歌、

十月十日 密々講_二和歌_一、大貳重家卿已下、先度會者皆以参入、

清輔朝臣判_レ之、

十一月五日 密々有_二和歌_一、又有_二当座_一、

兼実家では七月に密々和歌会が五度催されて、清輔を始として父頼政以下十余人の歌人達が参加していたが、讃岐の「穢明け」は八月十日頃なので父親と会うことは出来なかった。

再度、閏九月十五日から十一月五日にかけて、清輔を中心に大貳重家、頼政、その他歌人数人が和歌会を六度催している。この歌会へ讃岐と女房丹後が参入したのであろうか。かつて二条内裏で接触のあった清輔や重家とも再び繋がりが得られるからである。

十一月十八日 ・ ・ ・ 今夕、還^二北家^一、

十一月廿日 未刻、禎喜法務所失火云々、豫焰及^二閑院西裏檜邊^一、

内裏屋々、火数ヶ所付云々、人々多数参集、

為^二第一之見物^一云々、余依^二灸治^一不^二参入^一、

夜間^二灸上之仔細^一、

即申^下送不^二参入^一之恐於^中女房之許^上了、

兼実は十一月十八日に北家へ帰宅した。廿日未刻、内裏の数ヶ所が炎上したが兼実は灸治の為に参入出来ず、内裏女房へお詫びを申し入れている。灸治は数日を要し爛れた跡が回復するにも日時を要する。体調が何とか回復した讃岐は日々兼実の介護に当たっていたのである。

(3)安元二年(一一七六) 讃岐三十五歳 兼実二十八歳

良通十歳 姫君四歳 良經八歳

兼実家へ入って三年目の讃岐である。兼実の子女は三人で長男良通は侍従である。次男は八歳で姫君も四歳になっている。三月十六日頃に『源三位頼政集』が上梓されたが、讃岐にとっては父の形見となる何も

のにも換えがたい歌集である。

故郷のたちばな

たちばなの花ふく風をとめくればめづらしげなき砌なりけり

自撰集『二条院讃岐集』に見える右記の歌は、橘の香る頃、恐らく我が子の弔いの為に故郷へ出向いたのであろう。去年は流産の頃に当っている、今年に相当すると考えられる。

三月廿一日 為^二方違^一向^二頼輔朝臣南直廬^一、待^二其鐘音之間^一、

與^二阿三男^一共、有^二連歌之興^一、

四月四日 前民部卿憲雅朝臣来、常祇候男共阿三、

相共有^二連歌之興^一、

四月十四日 及^レ晚竊有^二和歌事^一、兼親、隆信朝臣以下、

常祇候男共阿三、及^二五更一分散也^一、

四月十九日 晚景密々有^二当座和歌、及^レ連歌等之興^一、及^レ暁分散、

四月廿三日 密々有^二和歌事^一、清輔、頼政等朝臣等已下、

并常祇候輩、會者十餘人、題^二三首、其後有^二当座連歌等^一、

及^二深更一分散^一、

五月十九日 密々有^二当座和歌事^一、

五月廿八日 密々有^二和歌会^一、季経、頼輔、頼政已下十余人会合、

亥刻分散、

六月一日 自^二今日^一阿三男共、密々始^二百日和歌^一、余竊交^二素中^一、

「方違」を兼実は忠実に実行している。兼実の頃には方違先で鐘の音

を聞いて帰宅しており、常時祇候の男どもが兼実と同行し鐘を待つ間に車の中で和歌や連歌を楽しんでいる。

この後、密々和歌や連歌の会が続き頼政の参人もあって、恐らく讃岐も同席していたのであろう。最終の六月一日には兼実自身も竊にその中に交わっているからである。この和歌会に讃岐の参人があったとすれば、連歌が後の讃岐の詠歌手法に影響を与えた可能性も考えられる。

五月十七日 頼輔朝臣已下、当世之鞠足七八人許会合、有蹴鞠之興、其数經百事四ヶ度、

兼実家では使用人に対する慰労会も忘れてはいない。当世の鞠足を七八人揃えて蹴鞠遊びを催している。百以上鞠を蹴り続けることが四度もあり、鞠足の連中も楽しみ、見物衆も歓声に沸いたことであろう。この後、六月に高松院、七月には建春門院の崩御があった。

八月八日 余自去廿八日有三所劳、(寸白、風病)

此兩三日加湯治、如レ此之間不参、

八月十三日 建春門院五七日法事也、余所悩不快、扱不参入、
八月廿八日 女房密々参広隆寺、六角堂等、

亡くした子への心喪も明けたので、讃岐は八月廿八日に太秦広隆寺、六角堂へと参詣に出かけている。兼実の所労の軽減を願い、亡き子の後世を弔うための参詣であったと考えられる。兼実は七月、八月、九月にかけて体調不良で外出をしていない。

十月廿五日 …又女房讃岐依有夢想、相具余所奉之幣帛、

参詣春日、

十一月三日 日来参籠春日之女房、昨日退出云々、

同女房去夜有最吉夢、

十一月廿日 供恒例四季御供於春日社、又奉幣帛、

自今月毎月可奉遣也、依吉日今日献之、
又女房来廿三日、密々詣春日社、

無為可遂之為祈申、又以奉幣、扱兩人共修祓、

十一月廿一日 女房始春日精進、

来廿三日最密々可詣春日之故也、

十一月廿三日 女房密々参詣春日御社、頼輔朝臣、及基輔許在共、

十一月廿四日 女房帰洛、昨日申終着南都、戊刻参御社、

健康回復祈願の春日参詣をした兼実に代わり、讃岐は自身の吉夢により二度に亘る代理春日参詣を敢行している。これは兼実と讃岐との間に篤い信頼関係があることを物語っている。

十二月一日 余及女房付幣料紙於春日社正預有政、毎月可奉也、

十二月十九日 女房密々参広隆寺、今年毎季所詣也、

兼実の九月、十月は体調不良ながら念誦は十日で百万遍に達している。十二月一日に兼実と讃岐が幣の料紙を春日社に送り、十九日には讃岐が広隆寺参詣に出かけて兼実の健康回復を祈願している。兼実は傍に置いた讃岐の世話になっているのが一番気楽であるらしい。

(4) 治承元年(一一七七) 讃岐三十六歳 兼実二十九歳

良通十一歳 姫君五歳 良經九歳

一月十九日 女房姫君等、最密々参詣吉田祇園等、(基輔)

一月廿八日 小童(次男)着袴之後、始参吉田祇園等社、(保能)

頼輔朝臣參詣春日、女房付幣、是聊依有夢想事也、
又来月下旬、女房及姫君可參詣春日、
祈請其間事也、

兼実家で四年目の春を迎えた讃岐である。十九日に女房と姫君が吉田祇園へ参詣に出かけたが、基輔のお供なので女房は讃岐である。廿八日に次男が着跨の後、初めて吉田祇園への参詣は母親の付添いである。また兼実が頼輔を春日参詣に行かせる折に、幣を持たせるので讃岐に幣を付けさせている。更に来月下旬に姫君に付き添い春日参詣するのは讃岐である。

二月廿五日 姫君^{五歳}始參^二春日御社^一、有^下可^二念參^一之夢想^上之故也、

女房同相具所參也、又小童^{九歳}密々相具、

前駆六人(基輔、行頼、保能、平定俊、国行、光茂)

二月廿六日 姫君帰来、(春日社、南圓堂、東大寺、鹿太多)

姫君の春日参詣は幼少で参詣すると、幸運に恵まれるという兼実の夢想によるもので、参詣の主は姫君であり、兄と女房讃岐とを伴う形である。前駆六人が姫君の一行を守護しており、讃岐の後援者の基輔、行頼、国行、光重の四名と、定俊は不明で、保能は嫡妻の兄弟である。

行頼は元皇嘉門院の判官代。国行は行頼の子。光重は(光茂は誤記)頼政と頼行等の弟。基輔は頼輔の子。兼実は姫君の春日参詣の成就を願い、源氏一族を後方の守りにして万全を期していたことが判る。讃岐自身も姫君を預かり決死の覚悟であったと見るべきであろう。

二月廿七日 晩頭参内、此両三日、風病不快、扱不参、

今日所參人^一也、秉燭之後、參^二女院^一、

依^二小御堂修二月^一也、今夜、女房參^二此御堂^一、
事了歸^レ家、余同歸^レ家、

三月八日 余此五六日、風病更発、企^二薬湯^一之間、彌以倍增、

當時不能^二起居行步^一、故申^二此由^一了、

三月十四日 女房密々詣^二広隆寺^一、余所悩不^レ輕、神宮上卿辞申、春日参詣から帰洛した翌日、讃岐は女院の修二月に参入し法会后は兼実と共に帰宅している。相変わらず兼実は体調不良で薬湯も風病には効かず、風病は倍增し起居行歩が困難だと云う。神宮上卿を辞した三月頃から十月頃にかけて更に兼実の体調不良が続く。

讃岐は恒例の広隆寺参詣に出かけて兼実の所悩輕減を祈請したと考えられる。兼実の傍にあつて日々介護に当たたる讃岐であり、讃岐に頼つて日々を送っている兼実である。

三月廿七日 午刻女院御所、有^二炎上事^一、失火也、

自^二御持佛堂^一出来、即渡^二御々堂御所^一、関白已下、

參^二御堂御所^一之輩濟々焉、余同以參入、

日来依^二重悩^一、不^レ出^二紙障外^一、今依^レ無^二止事^一、

愁參入、心神如^レ無、及^レ晚歸来、入^レ夜、

女院渡^二御蓬屋^一、余渡^二頼輔朝臣南直廬^一了、

四月廿八日 亥刻、上方有^レ火、夜前火猶未^レ消、京中人屋多以烧亡已、

四月廿九日 京中烧亡、文書多以烧了、官中文書拂底歟、

五月六日 午刻許、密々女院渡御、為^レ訪^二余病^一也、

十月八日 女院御所棟上也、是偏為^二下官沙汰^一、家司行頼、行^レ之、

三月廿七日午刻に女院の御所が炎上した。女院は御堂御所に仮渡御。

次いで兼実の九条亭へ渡御になったので、兼実は嫡妻と姫君、長男と次男とを南家に移し、自身は頼輔朝臣の南直廬へ移った。兼実は病を押して参上したので疲労困憊の状態であまり着き、翌廿八日以後は横臥状態になり、讃岐が兼実の介護に努めたと考えられる。

四月廿八日亥刻に上方の火手が前夜の大焼亡に追い打ちを掛け、廿九日になると洛中が焼亡し官中の保存文書も殆ど失われた。五月には兼実の体調不良が悪化し、六日には女院のお見舞いがあつた。女院の御所は十月八日に棟上げが行われたが、その後は進展しなかつた。

六月廿日 辰刻、清輔朝臣逝去云々、和歌之道忽以滅亡、哀而有餘、

七月廿一日 歌人両三、不期而会、当座密々講和歌、深更分散、

八月三日 所劳加之、自今朝、咳氣相加、不能出仕、

六月廿日には六条藤家清輔朝臣の逝去があつた。兼実の体調が少し回復したと思うと、七月廿一日には歌人達が集まり、密々当座和歌会を催し更に廿八日にも、八月二日も密々和歌会を催している。三日から体調不良が再発し兼実は九月上旬まで苦しんでいる。

九月十五日 早旦、参詣日野、毎年例事也、女院御方、自今夜、

被始行御懺法、日来念誦、今朝結願了、所惱無増、

九月十九日 日来、頼輔朝臣有所劳、而自今朝、及大事云々、

俛密々行向見之、今日、女房、姫君、参女院御方、

九月廿一日 病者頼輔危急、俛請佛殿聖人、令遁世、寅四刻歎、

九月廿二日 大略出家之後、有小減歎、

九月中頃になると兼実の体調は回復し、女院御方への聴聞や日野参詣や念仏念誦に余念がない。讃岐は十九日に姫君と共に女院へ恒例の挨拶

に出かけている。

九月廿日頃には兼実が頼りにしている頼輔朝臣の所労を、兼実自身で世話をしている。佛殿聖人を請い遁世させたところ持ち直し、その後元気を回復している。

十一月九日 女房、並姫君、密々参広隆寺、

十一月廿四日 右近中将藤原良通者、感悦無極、午刻、着直衣、

参院并内、須着束带致中拜賀也、子慶賀之時、

其父拜賀、定例也、

十二月二日 中将良通拜賀也、依仰出立自女院御所、余日来、

煩寸白、然而相扶、未刻参彼御所、

十二月廿四日 及晩、歌人両三輩、(頼輔已下也)一首、又連歌少々、

讃岐は十一月九日に広隆寺参詣に姫君と共に出かけている。長男良通の中将拜任が叶い父親の兼実は廿四日に院と内へ拜賀に出向いている。しかし、兼実家に常時祇候の歌人達は待ちきれず十二月廿四日に歌会の居催促をしている。兼実は相変わらず脚病だ、風病だ、寸白だ、灸治だと気分が爽快な日が無い。歩行が困難で移動のときには手輿を用いており、病に苦しむ兼実を讃岐が傍観していたとはとても考えられない。

(5) 治承二年(一一七八) 讃岐三十七歳 兼実三十歳

良通十二歳 姫君六歳 良經十歳

一月一日 . . . 灸治盛乱、進退難堪、俛不可参院拜禮、

余依灸治、. . .

一月四日 朝覲行幸也、余依灸治不参、

一月七日 節會也、余不_レ參入、依_レ灸治不快_一也、
一月十日 立春也、歌人_二兩不_レ期而會、密々講_レ歌、此後有_レ連歌_一、
一月十一日 十三日女叙位、申_下灸治盛亂、不堪_二出仕_一之状_上
不_レ調_レ之、

兼実家で五年目を迎える讃岐である。兼実の灸治は開始から四日、七日と続くとかかなり不快感に襲われる。十日に歌人たちは和歌と連歌の会を楽しんでいるが、十一日には兼実の爛れた皮膚は痛みに耐えかねる状況なので、讃岐は恐らく兼実に付き切りだったのであろう。

二月十三日 入_レ夜大貳入道來、余謁_レ之、數刻談語、是和歌事也、

二月十四日 談_二清輔朝臣和歌文書之間事_一、

三月十五日 賀茂別雷社歌合、

加茂別雷社では三月十五日に歌合が催される。兼実家では保護者の立場から歌人たちの面倒を見る必要があったので、体調次第で兼実も和歌会を楽しんでいたのであろう。一月十日、十五日、十九日、二月二日、五日、九日、十二日、合わせて七回⁴の勉強会が催されている。和歌会に頼政の名は見えないが、讃岐も勉強会に参加していたと推測出来る。賀茂別雷社歌合には頼政と讃岐も出詠歌が見出される。兼実自身も歌論の勉強をしているようである。

一月廿日 姫君並乙童、密々參_二詣吉田祇園等_一、(基輔、侍五六人)

二月八日 此日、女房密々參_二詣吉田祇園等_一、

讃岐の事始めは神社参詣である。次男は姫君と一緒に吉田祇園等へ参詣に出かけているが、女房の付き添いなしは有り得ない。お供が基輔なので讃岐の付添いだと判断できる。二月八日には讃岐が恒例の神社参

詣に出かけているが、兼実の介護に追われ歌の世界から程遠い讃岐は、一ヶ月余に迫った別雷社歌合への出詠祈願をしたものと考えられる。

別雷社歌合 二条院讃岐三首

治承二年(一一七八)三月十五日

《霞》四番 二番負

春霞分行くままにをのへなる松のみどりぞ色まさりぬる

《花》六四番 二番持

咲初めてわがよにちらぬ花ならばあかぬ心の程はみてまし

《述懐》一二四番 二番負

いはでのみたのみぞわたるよそながらみたらし川の音にたてねど

別雷社歌合における讃岐の三首の判定記録が残されているが、判定結果は芳しくない。右記の歌番号は『新編国歌大観』に依る。

二月廿六日 俊成入道内々申云、和歌事殊有_二御沙汰_一之由奉_レ之、

返々所_二庶幾思給_一也、有_レ召者、雖_二出家之身_一、

夜陰參入、更不_レ可有_レ憚_レ云々、

是先日余褒_二誉彼入道_一之趣、語_二隆信朝臣_一、以_二件旨_一、

令_レ聞_二俊成入道_一云々、余即_二此道事_一、

殊可_二不_レ合_一之由云遣了、...

二月廿七日 隆信來、示_二俊成入道返事_一云、如_レ此蒙_レ仰、

此道之面目、何事過_レ斯哉、更非_二申限_一、

隆信還_二向自_一熊野_一之時、

(八条院御共、来月六日可參詣云々)

以「件朝臣」、為「先達」、必可「參入」、殊恐畏申云々、

兼実 は俊成の歌人としての力量を見極め、俊成に和歌会の判定を託し、兼実と周辺の歌人たちの飛躍の場を得るために、俊成との繋がりを求めたのではないかと考えられる。

右記は兼実が隆信朝臣を通じて俊成を褒めておいたことへの返事である。二月廿七日には隆信朝臣が兼実と会って俊成の返事を伝えており、俊成の兼実家へのお目見えの約束を取り付けている。これは俊成が兼実家へ関わって行く発端となっている。

六月廿三日 五条三位入道俊成来、於「和歌之道」、為「長者」、

伋以「前馬権頭隆信朝臣」、先令「音信」、

今夜始所「来也」、数剋交「語」、深更「歸去」了、

六月廿五日 以「行頼」為「使」、送「俊成入道許」、示「一日来臨之餘味」、

又遣「百首和歌等」、令「合」二点之、「又件入道云、

可「詠」此百首之由、承「内々仰」、依「廢亡」辞遁、

而熟承「仔細」、興味尤深、不堪「感緒」、可「詠進」云々、

八月廿二日 俊成入道、百首和歌等合点所「送也」、各不「顯」作者也、

九月廿日 百首会、露「題」、作者講「之」、季経朝臣「已下会合」、

自「今日」、流「布世間」、

九月卅日 先日密々歌合、遣「俊成入道之許」、令「付」勝負、

今朝送「之」、伋招「彼日会者」、令「講」之、其後有「当座会」、

兼実家では三月廿日より六月廿九日まで「百首和歌会」が催されており、頼政は第四度までの参入を確認できる。六月廿三日には俊成の訪れ

があり、兼実は面会の余韻に浸っているが、八月廿二日に百首和歌等の合点したものを俊成に送り、勝負を付けるように依頼している。

俊成と讃岐の接点は二条内裏和歌会で既にあつたが、兼実家を通して讃岐には得難い指導者である。『千載和歌集』の女流歌人として成長に繋がったものと考えられる。

四月十日 ……依「目所勞」、自「今日」三ヶ日修「祓」、

四月廿二日 依「目所勞」、召「陰陽師三人」、修「百度祓」、

四月廿三日 光能来、依「目所勞」、不「調」之、

四月廿五日 ……目病今日頗増氣、伋及「晚向」新所、

十二月五日 今夕始宿「御堂御所」、是造改之後所「始宿」也、

不「具」女房、……

兼実の体調不良はかなり重症で二月から三月、四月に及び「神心不快」

「終夜悩乱」などの記述が並ぶ。四月になると「目所勞」「目病今日頗増

氣」などが見えて、視力が衰えかなり不自由になつたらしい。兼実の体

調不良は年末まで続いており、外出には何時も讃岐を同伴している。

今日は女房を同伴していないと記すのは、何時も女房を同伴している

ことを示している。

四月廿六日 余新造九条亭移徙也、(家女房十二人)

時晴勸「申日時」、入「覽管」以「女房」伝覽、

余見了返給、先余乘「車」、次夫人姫君等乘「之」、

夫人持「尺鏡」、裏入「帳」、次於「寢殿南面」、

供「五菓」、女房勤「陪膳」、

五月一日 秉燭之後、女房相共還「渡南家」、

六月十九日 今夕余還_二住北家_一畢、共人不_レ騎馬、余女房同車也、兼実は九条亭が手狭になり、新造の九条亭を設けて嫡妻と姫君と次男を住ませ、併せて十二人の家女房達の居所も確保している。右記は新造九条亭への移徙の記述である。

移徙とは家族全員で新居へ渡り数日間滞在した後、旧居へ帰る儀礼である。五月一日には嫡妻と姫君等を伴って兼実は南家へ帰居しており、「夫人」は嫡妻で、「女房」は讃岐である。

移徙の当日、取次ぎや陪膳を讃岐が勤めており、その後も新造の九条亭に留まって居所の整備や雑事に携わっていたのであろう。六月十九日になって兼実に伴われて讃岐は北家に還住している。

去年の十月八日に棟上げをした女院の御所は、六月二日には兼実の沙汰で新御所も完成し、十四日には女院が渡御になっている。十五日と十六日に新御所を披露された。

十月廿九日 右中将良通為_二春日使_一発向、以_二九条亭_一為_二出立所_一、亥刻、使著_二直衣_一乗_レ車、子刻、着_二淀休幕_一、下家司久行、所司内匠充重康、女房(輔、讃岐同車)等参候、

十一月一日 春日祭也、今朝饗雑事、女房兩人自_二此所_一帰_レ洛、(讃岐・輔)

十二月廿四日 京官除目也、奏_下良通叙_二三品_一之慶_上、仰_二聞食_一、余拝舞退出、今夜頼政叙_二三位_一、第一之珍事也、是人道相国奏請也、

兼実家では長男良通が「春日使」として出立するので、讃岐は饗雑事

の担当を与えられた。讃岐は準備を整えて出立を待機しており、同車の輔局は内裏に常時祇候の女房である。

「春日使」を務めた良通は三位に叙せられて父親の兼実は喜びに溢れている。同じ日に頼政も従三位に叙せられたが兼実が驚き、実に珍しいことで入道相国の口添えだと記している。

十一月十二日 中宮有_二御産氣_一者、巳刻、法皇仰云、己皇子降誕、早可_レ告_二申此旨_一者、

十一月廿八日 定能朝臣来云、有_二急召_一、即以馳参、時忠卿候_二御前_一、立坊事仰云、入道相国一昨夕俄上洛、依_二此事_一云々、

十二月八日 若宮親王宣旨也、扱相_二待催_一之処無音、扱不_二参入_一、十二月九日 親王侍始也、人々有_二別催_一、余無_レ催、侍始事訖、即有_二立太子定_一、

十二月十五日 有_二册命立太子事_一、申刻、着_二束帯_一参内、坊官除目、十二月十六日 立太子第二日也、余依_二不_二参仕_一、関白以下、大臣等不参、

十二月十七日 立坊第三日也、余猶不_二出仕_一、十一月十二日、法皇の「皇子誕生」宣言により皇子が誕生したが、半月後に立坊を云い出し立太子を急ぐ平家方である。親王の宣旨が下されて親王侍始が行われ、誕生から約一ヶ月後の十二月十五日に、清盛の孫は皇太子の位に登ったのである。

兼実は体調不良で一連の祝賀行事には参入していない。若宮誕生から親王の宣旨、親王侍始、册命立太子。平家方の時忠は兼実を疎ましく思

うのであろうか、全く催して来ないのである。

(6) 治承三年(一一七九) 讃岐三十八歳 兼実三十一歳

良通十三歳 姫君七歳 良經十一歳

一月一日 ……余出行之間、夫人并姫君(七歳)等、

齒固了云々、…。

一月十日 女房、姫君等、参_二女院御方_一、

一月十三日 女房、姫君(同車)乙童等、参_二吉田祇園等_一、密々之儀、

恒例事也、

二月五日 ……乙童、今夜始_二熊野精進_一、余女房、共付_二御幣_一、

御明経等_一、

二月十一日 乙童(十一歳)熊野詣進発、男共女房、各両三相_二具_一之、

八月十二日 女房姫君、参_二女院御所_一、

讃岐が兼実家へ入って六年目を迎えた。一月一日の夫人は嫡妻である。

十日に女院へ出かけた女房も十三日に神社参詣へ出かけた女房も、どちらも讃岐で女房表記になっている。

二月五日には次男が熊野詣のために精進を始めた。携行する御幣と御明経の準備をしているのは讃岐で「余女房」の表記である。八月十二日

女院へ姫君と共に出かけた女房も讃岐である。

二月廿八日 未刻帰来、自_二今日_一、始_二湯治_一、俊成入道来、余謁_レ之、

終夜談_二和歌事_一、

二月卅日 俊成入道之許送_二消息_一、為_レ謝_二一日之遺味_一也、

其次和歌抄物、為_二券契_一可_レ伝受_二之由_一、示送、

報状云、ふりにけるこのしたみつのあさければ

かきつたふへきことのはそなき

返歌 ちきりをはあさからすこそむすひしか

このしたみづのなによとむらん

俊成が二月廿八日に兼実家を訪れて来た。卅日には俊成との語らいが兼実の心を捉えて余韻が覚めやらぬ状態になり、兼実は俊成に「二人の間を結ぶものとして、和歌の道の指針になるものを伝授してただけなにか」と手紙を送った。俊成は「浅学非才の自分には書き残すものなど何もない」と返事をして来ている。俊成来訪時の接待役は讃岐の職務であらう。

一月十二日 ……以_二待資康_一、訪_二頼政卿疾_一、自_二旧年_一煩_二赤痢病_一、

及_二獲麟_一、

四月二日 新三位頼政卿拝賀、依_二申請_一遣_二毛車_一、戌刻来、

職事国行、申_二次_一、

九月七日

仲綱来申_二頼政卿返事_一、九月盡日、密々可有_二歌合_一、

件歌可_二詠進_一之由、先日、以_二仲綱_一、所_レ示_二彼卿_一也、

此間煩_二痢病_一、雖_二心神不豫_一、可_二相構_一之由答也、

讃岐にとって気掛りなのは病の父頼政である。頼政の病状は進み三位の拝賀にも出かけていないことが窺える。四月二日には拝賀に歩く頼政の姿が見えているが、九月になると未だに恢復していない頼政の知らせが齎された。讃岐は父親の病気見舞いに出かけたとしても、兼実の傍を制限なく離れることはとても出来なかつたであらう。

十二月二日 ……去夜有_二最吉夢_一、女房見_レ之云々、

十二月七日 今晩女房為_レ余見_二最吉夢_一、可_レ信云々、
十二月十日 兵部卿入道信範来、数刻談語、御一家習、大臣之後、
雖_二撰錄以前_一、以_二室家_一、称_二北政所_一、
延久元承例也、補_二家司_一供_二節供_一云々、

十二月十二日 去夜、余及女房見_二吉夢_一、
治承三年の兼実の所労は二月、三月、四月、五月、六月、七月と続いた。その後はそれほど悪化もせず推移したが、種々試している治療法の内、何か効いていたのであろうか。次いで神仏の御加護に頼る兼実は、九月九日から九月十五日にかけて自宅に籠り念誦を行い、合計五拾四萬遍も南無阿弥陀仏を唱えている。

そして吉夢に頼る兼実だが、兼実の近辺に居て吉夢を見ている女房とは大抵の場合、讃岐を指していると考えられるので、讃岐は特技を持っていたと云える。
更に現実の「夢と希望」を兼実に与えたのは信範入道であり、兼実に将来への展望を開かせる基となり、後年、女房政所の開設へと繋がって行ったのである。

十一月十四日 ……入道相国入洛、武士数千騎、京中騒動無双、
十一月廿二日 前関白、昨日出家入道、今日被_二太宰下向_一了、
室同心出家、
十一月廿九日 伝聞前関白、自_二福原_一、送_二淡路国_一云々、
十二月十二日 ……有_二除目解官等_一云々、
十二月廿七日 讓位二月廿七日之由、風聞云々、及_レ晚、参_二女院_一、
十一月十四日に入道相国が福原から入洛し、関白追放と多数の解官を

断行し、平家色の強化騒動が起った。兼実は所労を理由に一月六日の東宮五十日の御祝、二月廿二日の東宮百日の御祝にも参入していない。これによって兼実は平家方から疎外され、その後は何の催しもなくなったらしい。そして情勢は讓位の方へと動いて行つた。

六月十日 及_レ晚、密々有_二和歌_一、当座有_二勝負_一、
八月廿六日 隆信朝臣参、密々有_二和歌_一、
九月三日 此日、賦_二歌合題等_一、(十首、基輔奉行)
九月廿五日 密々有_二和歌_一、今日、参_二女院御方_一、
九月廿九日 密々有_二和歌_一、(題、九月盡、戀)
十月一日 昨日歌合、遣_二重家入道之許_一、為_二加判_一也、
十月十七日 遣_二古歌等於重家入道之許_一、令_レ撰_レ之、夜半撰了進_レ之、
十月十八日 密々歌合也、左右分_レ方、撰_レ歌所_レ合也、今日俊恵_③已下、
左方人等、参_二会殿中_一、令_レ撰_レ之、及_二秉燭_一撰了、
清書之後合_レ之、歌人七八人許参上、題十首、歌人廿人、
(左十人、右十人)各数日瀝_レ思、凡今度會、
以_二秀逸出来_一、為_レ望、心中祈_二願之_一、
余詠称_二女房事_一了、今夜不_レ付_二勝負_一、
明日遣_二俊成入道之許_一、可_レ令_レ判也、
遣_二一昨日歌合於_二皇太后宮大夫入道_一
(俊成、法名釈阿)俊成之許、
十一月十一日 五節参入也、今夜不_二出仕_一、密々有_二和歌_一、
兼実の体調不良は十月頃から少し好転したが、慢性的な体調不良は虚弱体質と過労からではないかと考えられる。兼実が種々の行事を執り行

うには、讃岐の助力を必要とする状態は少しも変わってはならず、讃岐が兼実の傍を離れることは容易ではない。

しかし、兼実が歌人たちの要望に応えて、八月廿六日には密々和歌会を本格化した。九月三日には九月盡日に行う十首歌合の歌題を決めて、兼実家から周辺に布告している。

兼実はまず盡日歌合の加判を十月一日に重家入道の許へ送り、十月十七日には古歌等を重家入道の許へ届けて選り出させている。次いで十八日には俊恵を招き歌合の歌を左右に分けて選り合わせ、兼実はこれを廿日に俊成入道の許へ送り加判を要請している。

年表『二条院讃岐の実人生』

承安四年(一一七四)三十三歳から治承三年(一一七九)三十八歳まで

三十三歳 一年目。年間を通して兼実は体調不良に苦しむ。讃岐が介護している。

二月廿五日 女院御所炎上、即兼実の直廬に渡御。

二月廿六日 兼実が讃岐を伴い頼輔直廬に移居。兼実と讃岐は同居になる。

十二月廿一日 女院新造御所完成。御渡の儀で讃岐は陪膳と役送を務める。

三十四歳 二年目。所労ながら神宮上卿を務める兼実。身辺を清浄に努めている。流産の悲しみに耐えている讃岐。

一月十七日 兼実の次男と姫君の吉田祇園等への参詣に付き添い。

六月十三日 妊娠中は別屋へ移居。

七月十日 兼実の子を流産。

八月十日頃 「穢明け」。流産の「穢」は三十日。

閏九月六日 女院の御懺法結願に参入。

閏九月十五日～十一月五日。

密々和歌会と連歌。讃岐と丹後も参入の可能性あり。

三十五歳 三年目。兼実の所労は七・八・九・十月に集中。讃岐が介護している。

三月十六日頃 『源三位頼政集』上梓。讃岐には父の形見となる。

三月廿一日～六月一日。

密々和歌会と連歌。頼政も参加。恐らく讃岐も参入。

五月十七日 兼実家慰安会。「蹴鞠」を全員で見物し楽しむ。

八月廿八日 広隆寺、六角堂へ参詣し兼実の病氣平癒を祈願。

十月廿五日 春日参詣。讃岐の夢想に依り兼実の奉幣を持参。

十一月三日 春日参詣より帰洛。去夜、讃岐に最吉夢あり。

十一月廿日 讃岐と兼実。廿三日の春日参詣を無事に遂げる為に奉幣し祓を修す。

十一月廿三日 春日参詣に出かける。

十一月廿四日 春日参詣より無事に帰洛。

十二月一日 讃岐と兼実。春日社へ幣料紙を奉る。

十二月十九日 広隆寺へ参詣。

三十六歳 四年目。三月～九月。兼実は極度の体調不良で脚気が悪化し歩行困難になっている。

年間を通じて、介護に努めている讃岐は兼実の傍を離れられない。

一月十九日 姫君と共に吉田祇園へ参詣。供人は基輔。

一月廿八日 讃岐奉幣。来月下旬の姫君の春日参詣を祈る。頼輔が先に春日へ参る。

二月廿五日 春日参詣に付添う。姫君と次男の春日参詣。兼実の忿参の夢想に依る。

二月廿六日 春日参詣から帰洛。姫君と次男と讃岐の一行が無事帰洛。

二月廿七日 女院の小御堂修二月へ参入。終了後は兼実と共に北家へ帰る。

三月十四日 広隆寺へ参詣。兼実の所悩軽減を祈請。兼実は神宮上卿を辞退。

三月廿七日 女院御所炎上。讃岐は頼輔朝臣南直廬に兼実と共に移居。

九月十九日 姫君と共に女院御方へ恒例の挨拶に出向く。

十月六日 女院御懺法結願へ参入。

十一月九日 姫君と共に広隆寺へ参詣。

三十七歳 五年目。兼実の体調不良は慢性的。讃岐の付き添いなしでは外出できない。

一月十日～二月十二日。

兼実家の密々和歌会が七回開かれている。

二月八日 吉田、祇園へ参詣。

三月十五日 賀茂別雷社歌合出詠。

三月廿日～六月廿九日。

兼実家の百首和歌会が十度行われている。

四月廿六日 新造九條亭移徙儀で陪膳を勤める。

六月二日 讃岐を含む女房等。新造女院御所の拝見。

六月十九日 讃岐と兼実は同車で北家に帰住。

九月七日 頼政の書面から兄仲綱の病状を知る。

九月廿九日 女院御懺法聴聞に参入。兄仲綱の回復を祈請。

十月六日 女院御懺法結願参入。体調不良の兼実の参入に付添い。

十月廿九日 讃岐と輔局。右中将良通の「春日使」出立に参候。

十一月一日 讃岐と輔局。今朝の饗雑事を済ませ淀休幕より帰洛。

十二月五日 讃岐の付き添いなしで、兼実は御堂御所に宿泊する。

十二月廿四日 頼政従三位に。入道相國の奏請に依る。

十二月廿五日～十二月廿七日。

兼実はひどい風邪に悩み讃岐の介護に頼る。

三十八歳 六年目。兼実の体調不良は二・三・四・五・六・七月に及ぶ。

讃岐が介護。

讃岐は介添えが必要な兼実の傍を容易に離れることが出来ない。

- 一月十日 姫君と共に女院御方へ新年の挨拶に出向く。
一月十三日 姫君と次男と共に恒例の神社参詣。
二月五日 次男が熊野詣に携行する幣と御明経を用意する。
四月二日 頼政三位拝賀。
八月十二日 姫君と共に女院御所へ挨拶に出向く。
九月七日 頼政痼病により心神不豫。
十二月二日 昨夜、最吉夢を見る。
十二月七日 今暁、兼実の為に最吉夢を見る。
十二月十日 讃岐と兼実。信範入道との語らいが大きな夢を齎す。
十二月十二日 去夜、讃岐と兼実が吉夢を見る。

おわりに

本稿では承安四年三十三歳から治承三年三十八歳までの讃岐の実人生を検討したが、兼実の体調不良により讃岐は兼実の介護に明け暮れている。神社仏閣へ参詣しても病弱な兼実の所労軽減を祈請する本妻の讃岐である。流産で兼実の子を失ったことは終生記憶から拭い去ることは出来ないであろうし、自分の運命だと受け入れるより方法のない讃岐である。讃岐は姫君とたびたび神社仏閣へ参詣に出かけているが、幼い姫君を慈しんで支えている讃岐の真摯な生き方が、如実に示されていると云うべきであろう。

それにしても兼実は虚弱体質というべきであろうか。讃岐の介護に頼る兼実であり、讃岐は兼実と同居の日々を過ごしている。これによって兼実家での讃岐は、誰の目にも忠誠心の篤い女房と高く評価され、更に

は兼実の信頼も殊に篤く、代理で春日参詣へ出かけるまでになっている。兼実家は当時の和歌界の保護者のな位置にあり、兼実は歌人達の要望に応じて和歌会や和歌の勉強会を催し、和歌界全体のレベル維持にも努めていたと考えられる。また歌人達の中に頼政の名が見えるが、兼実家で讃岐が大切に処遇されていることへの、父親としての喜びと感謝の念が記述の中から窺える。このような兼実家の計らいに依って、現在に至る和歌の歴史が刻まれて行ったことに思いを馳せる。

兼実家に身を置く讃岐にとって、当時の一流の歌人とも繋がりが得られたと考えられるのは、大きな研究成果が得られたと云えよう。讃岐と俊恵との繋がりは若い頃に詠歌を歌林苑の表歌にと推奨を受け、重家も俊成も二条内裏で接触のあった歌人である。今後、兼実家を通して俊成との接触がどのようにして齎されるのか、讃岐と和歌界との繋がりを慎重に見て行きたい。

〔注〕

- (1) 「二条院讃岐の人生」―前半生を中心に―
〔佛教大学大学院紀要〕三十八号、平成二十二年三月
- (2) 『源三位頼政集全釈』
小原幹雄・錦織周一共著 二〇一〇年一月 笠間書院
- (3) 俊恵法師……父源俊頼。永久元年(一一一三)誕生。没年不明。
十七歳で父に死別。若年で東大寺の住僧になる。

自宅を開放し「歌林苑」と称し、幅広い層の歌人を集めて和歌活動を推進する。

「歌林苑」の表歌にと若年の讃岐歌を強く推賞する。
家集に『林葉和歌集』『歌苑抄』等がある。

(『群書類聚解題』他に拠る)

(4) 「賀茂別雷社歌合」出詠目的の和歌勉強会が七回催されている。

一月十日 立春也、歌人一兩不_レ期而会、密々講_レ歌、此後有_二連歌_一、

一月十五日 節供如_レ常、入_レ夜、密々有_二和歌連歌等_一、

一月十九日 行部卿已_レ下無_レ人、七八人会合、有_二和歌連歌等_一、

二月二日 大原野祭也、入_レ夜有_二小和歌連歌等_一、隆信已_レ下兩三人也、

二月五日 入_レ夜密々有_二和歌_一、経家朝臣已_レ下五六人也、

二月九日 晚景、歌人七八人許輩会合、密々有_二和歌_一、亥刻許、分散、

二月十二日 入_レ夜密々有_二和歌_一、隆信朝臣已_レ下四五輩也、

三月十五日 賀茂別雷社歌合。

(5) 「百首和歌会」が十度で結願している。その後、纏められて世間に流布している。

三月廿日 百首和歌、及_レ晚季経、頼政、盛方、資隆、

常祇候男共会合、初度披講、如_レ此每十箇日、

可_レ講_二題_一二首_一也、六月可_レ終也、立春五首、初恋五首、

三月卅日 百首第二度、頼輔、頼政等已_レ下七八人会合、

当座会連歌等、

四月十日 百首第三度、(桜、初遇戀) 歌人十余人会合、

四月廿日 百首第四度、季経、頼政朝臣已_レ下、七人会合、

五月十日 百首第五度、(五月雨、遇不_レ遇戀) 歌人十人許会合、

尤有_レ興、

五月廿日 百首第六度、(月、祝) 会者七八人許、

五月卅日 百首第七度、(草花、旅) 有_二当座會_一、

六月十日 百首第八度、(紅葉、述懷) 会者七八人、

有_二当座歌連歌等_一、

六月廿日 百首第九度、(雪、神祇)

六月廿九日 百首第十度結願也、(歳暮釈教) 会者九人、

披講之後有_二連歌_一、申刻会合、

九月廿日 百首会、露_レ題、作者講_レ之、季経朝臣已_レ下会合、

自_二今日_一、流_二布世間_一、

(いさ みちこ)

文学研究科国文学専攻博士後期課程満期退学)

(指導・黒田 彰 教授)

二〇一〇年九月七日受理